○法務省告示第五百七十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

題名及び本則中「（二に係る部分に限る。）」を削る。

第二号の次に次の一号を加える。

二の二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）（申請の時点において、当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者（継続して一年以上当該高度専門職外国人に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居し、かつ、その者の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

第十一号を次のように改める。

十一　削除

第三十二号の次に次の二号を加える。

三十三　高度専門職外国人の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五に掲げるいずれかの活動

三十四　高度専門職外国人（申請の時点において、世帯年収が八百万円以上の者に限る。）と同居し、かつ、当該高度専門職外国人若しくはその配偶者の七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度専門職外国人に対し介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の父若しくは母又は当該高度専門職外国人の配偶者の父若しくは母（当該高度専門職外国人及びその配偶者のうちいずれかの父又は母に限る。）として行う日常的な活動

別表第二中第二号を第三号とし、第一号中「投資・経営」を「経営・管理」に改め、同号を同表第二号とし、同表に第一号として次の一号を加える。

一　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、かつ、世帯年収が千万円以上であるもの

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五

一　研究を行う業務に従事する活動

二　本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

三　自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

四　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

附　則

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

第二条　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人であって、次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、施行日前に出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の申請があった場合における在留資格認定証明書の交付については、施行日前においても、当該各号に定める規定を適用する。

一　この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（以下「改正後告示」という。）第二号に掲げる活動（改正後告示別表第二の第一号に係るものに限る。）　改正後告示別表第二の第二号の規定

二　改正後告示第二号に掲げる活動（改正後告示別表第二の第二号に係るものに限る。）　改正後告示別表第二の第二号の規定

三　改正後告示第二号の二に掲げる活動　改正後告示第二号の二の規定

四　改正後告示第三十三号に掲げる活動　改正後告示第三十三号及び別表第五の規定

五　改正後告示第三十四号に掲げる活動　改正後告示第三十四号の規定

○法務省告示第五百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号ロの規定に基づき、平成二十五年法務省告示第四百三十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

題名中「技術及び特定活動」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

本則中「法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄ただし書及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄ただし書」を「法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ただし書」に改める。

附　則

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この告示の施行の日前においても、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件の規定を適用する。

○法務省告示第五百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロの規定に基づき、平成二十三年法務省告示第三百三十号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「、法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ、法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ及び法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄第一号ロ」を「及び法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ」に改める。

附　則

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この告示の施行の日前においても、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件の規定を適用する。